焼津市告示第244号

下記の送達すべき書類が、本人の住（居）所不明のため送達不可能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達します。

なお、書類は当市役所健康福祉部国保年金課に保管してありますので、御連絡があれば直ちに交付します。

令和８年10月28日

焼津市長　中野　弘道

記

送達すべき書類及び送達を受ける者の氏名

１　令和８年度国民健康保険税納税通知書

氏　名
増田　正行

注意

地方税法第20条の２第３項の規定により、公示の日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。